

# 視点

## 専門化・国際化・情報化 三位一体のネットワーク

弁理士  
長谷川 芳樹

受注生産型の業態では、依頼者（お客様）からの注文に応じた“最適解を提供できるポテンシャルを持つこと”が事業の成否を決する。典型的な受注型の業態である特許法律事務所では、「専門化・国際化・情報化」がそのようなポテンシャルの中身であり、それらの「三位一体のネットワーク」を構築することが、組織としての事務所の将来を左右する。

\*\*\*\*\*

**世**の中には見込生産型と受注生産型の、二つの異なる業態がある。見込み生産型とは、市場での売れ行きを見込んで商品を生産する業態であり、受注生産型とは、買い手からの具体的な受注に基づいて商品を生産する業態である。住宅産業で言えば、建売住宅と注文住宅での業態の違いであり、耐久消費財で言えば、完成品メーカーは見込生産型で部品メーカーは受注生産型、というのが一般的であろう。

見込生産型の場合は、その商品が市場で受け入れられるか（売れるか）否かが勝負であり、売れなければ不良在庫となる。受注生産型の場合は、注文がなければ生産しない（できない）のであるから、受注があるか否かが“仕事があるか否か”を決める。

したがって、見込生産型の業態では、市場に提供する商品が需要者にとって魅力的であることが大切であり、受注生産型の業態では、需要者の個別具体的な注文に対して“最適の解”を提供し得る、そのようなポテンシャルが受注者側に備わっているかが問題となる。

特許法律事務所は明らかに受注生産型の業種である。特許や意匠・商標であれ、企業法務であれ、依頼者（お客様）からの個別具体的な受任（受注）がない限り、事務所は商品としての特許書類や法廷書類は作成しようがないのだから、注文に応じた最適解を提供できるポテンシャルを磨きつつ、仕事の

依頼（発注）が来るのを持つしかない。

### 【拒絶維持率は4倍増!?】

発明の権利化は、受注型産業たる特許法律事務所のメインの仕事であるが、この「権利化」は特許庁の審査を経て達成される。特許庁HPを見ると、年次報告として「知的創造時代の審査・審判」の実情が紹介されている。注目されるのは、特許審査における拒絶査定率の上昇と、特許拒絶査定不服審判における請求不成立率の上昇である。具体的には、

拒絶査定率

36.2%（99年） 48.6%（02年）

審判請求不成立率

12%（96年） 44%（02年）

であり（審判請求不成立率はグラフから数値を読み取ったため、多少の誤差あり）、近年における出願人/請求人「負けの確率」の増大が明瞭に現れている。

特に、審判請求した場合の請求人「負けの確率」は、96年をボトムとして98年の20%から毎年、一定の率で上昇しており、いわゆる審判での拒絶維持率は4倍増に近い増加となっている。これを年次報告は、「審査において特許されなかった発明が審判においても特許されなかったケースの割合が増加していることを示すのであるから、特許取得の可否に対する予見性が向上している」と評価しているのであるから、このような傾向は今後も続く可能性がある、と言わざるを得ない。

## 【「専門化」の必要性】

出願発明の質が落ちた（進歩性の足りない発明が多くなった）から拒絶／拒絶維持率が増加した、と考えるのも不可能ではない。しかし、常識的には「的確な審査」の掛け声の下で、特許庁における審査のハードルが実質的に引き上げられ、以前なら特許になったものが拒絶されるようになった結果、と考えるべきだろう。

このような状況下では、権利取得のための知財活動を緻密にすることが大切になっている。発明の本質は技術であるから、技術の現場から発明を抽出・掘り起こし、この技術的思想の創作たる発明を素材にして、法律上の権利たる特許（知的財産権）を創作していく、という知財業務本来の緻密な現場活動である。

同じ発明でも、発明現場からの技術とニーズの抽出度合いや、明細書への反映の度合いに応じて、特許されるか否かの確率は大きく異なる。知財の実務家にとっては一種の常識であるが、このときに必要になるのが、技術・実務・法律等のさまざまな点での「専門」性である。依頼人の多様な注文のそれぞれに応じた最適解を個別具体的に提供できる、という点で、事務所には「専門」化というポテンシャルが大切になる。

## 【「国際化」の三つの視点】

ひとくちに国際化と言っても多様であり、主として“対象国との関係”で三つの視点が必要である。

第1は、関係が深く重要で、馴染みがあって言語の障壁が少ない国、典型的には米国である。例えば外国特許出願の場合、大半のケースは米国を対象国に含んでお

り、米国対応は国際化の出発点である。

第2は、関係が深く重要だが、馴染みが少なく言語の障壁が大きい国、典型的には中国である。最近、特許明細書の誤訳（現地での誤訳）が大きな問題になっているが、中国市場の巨大さと潜在的経済力を考えると、深刻な問題である。

第3は、上記の第1および第2の国々とは対極にある諸国であり、イスラムやラテンアメリカ、アフリカ諸国が多く含まれるだろう。これらを対象国とする知財業務の需要は、頻度としては決して多くないが、企業の海外活動の中では度々、聞き慣れない国での“事件”に遭遇する。

このような三つの視点から、依頼人の多様な注文のそれぞれに応じた最適解を個別具体的に提供できる、という点で、事務所には「国際」化というポテンシャルが大切になる。

## 【「際限のない情報化」のテーマ】

特許法律事務所はモノを作るわけではなく、情報を加工・編集し、新たな情報を提供することを本業とする事業体である。したがって、情報化のテーマは際限なく広がり、かつ、情報化が進むほど仕事の効率と顧客サービスの品質が高まる。

また、情報化は新しい仕事スタイルを可能にする。例えば、海外や国内に事務所の支所を置いて所内のネットワークに接続すれば、リアルタイムで情報を送受信して“同じオフィスにいるかの如く”仕事できる。

更に、情報化は新しい業務サービスを可能にする。例えば、事務所のサーバーにお客様の登録済み

商標に関するデータベースを用意し、お客様が自社の登録済み商標をインターネット経由で検索・確認等ができるようにし、これを介して更新管理や更新手順のオーダーをする、というような業務サービスが可能である。

喩えて言えば、これはお客様が自社内に仮想的に持ち得る「バーチャル商標管理室」とも呼べるものであり、創英では具体的なシステムを既に構築中である（サンプル版に興味ある方は問い合わせ下さい）。現代の情報技術を活用し、かつ、セキュリティに万全の対策を施しておけば、お客様にとっても事務所にとっても有益なものとなり得る。

## 【三位一体のネットワーク】

受注型の業態である事務所にとって大切なのは、専門化・国際化・情報化の三点で優れたポテンシャルを持つことである。いずれが欠けても、21世紀という時代には不似合いであり、加えて言えば、それらの「三位一体のネットワーク」を構築することが、組織としての事務所の優勝劣敗を左右する。

三位一体のネットワークとは、専門化、国際化および情報化のそれぞれが一体となって個別のネットワークを形成しつつ、それら三つが一体となって全体のネットワークを形成していく、そういう人とモノと情報が、有機的に結び合わさったものである。

そして、これが今の時代にマッチし、顧客の多様なニーズにも応え得る“21世紀型”の事務所の「ひとつのイメージ」ではないか、と思っている。

## TERMINOLOGY

## 【特許明細書・用語考】第2回

名古屋 裕一郎

今回も、引き続き、円運動に関する表現について考察していきます。

用語の定義などは、日本弁理士会の基本テキストに加え、日刊工業新聞社発行の「特許技術用語集第2版」（以下「用語集」）も参考にしました。

## 【転回】

「転回」は、三省堂・新明解国語辞典には「くると回って、向きを変えること」とあります。明細書においても、この意味で使われることが殆どなのですが、稀に「回転」と同じ意味で用いられることがあります。用語集では、その例として「ドラムを転回させて衣類を乾燥する」をあげています。これは決して誤用ではなく、回転の漢語的表現として通常の文章でも見ることができます。

このように2種類の意味を持つ語に対しては注意する必要があります。

## 【転動】

用語集では、「転がり運動すること」と定義し、「ローラが転動して搬送ケースが移動する」という例をあげています。この例はローラコンベヤのことと考えられます。ローラコンベヤにおいては、ローラは回転しても、水平方向に移動することはありません。従って、この例では、転動と回転とはほぼ同意となっています。ゴロゴロという感じを出すために、転動という言葉を用いているのだと思います。

しかし、実際の明細書では、「ローラが傾斜面を転動する（転がり動

く）」のような用法が圧倒的に多いのです。つまり、転動の主体が回転するだけではなく、その回転中心も移動する場合に、「転動」を用いることが一般的です。

なお、基本テキストでは、「導体を通じて電気エネルギーを伝える場合に主として用いる」と電気関係での定義が説明されております。

## 【旋回・公転・自転・回旋】

「旋回」も「公転」も、ある一点の周りをぐるぐる回ることです。解釈が難しい言葉でもないのですが、先日、弊所の二人の新人から続けざまに「発明者原稿の通りに『ロッドが公転している』としたが、違和感があるのだが」、「天文学でもないのに公転という言葉を使ってよいのか」と質問されたため、ここで取り上げてみました。

両者の大きな違いは、「旋回」の場合、「クレーンの旋回」のように、旋回物体の中に回転中心があるのに対して、「公転」の場合には、公転物体の中に回転中心はない、という点です。

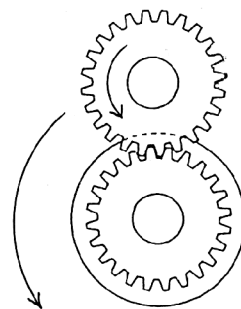
上の最初の質問では、ロッドの一端などに回転中心があれば、「公転」は使えないということになります。もっとも、個人的には、円形又は球形でないものに対しては、「公転」は用いない方がよいと思っています。

第2の質問も、その気持ちは分かんなくもないのですが、機械関係では「公転」は普通に使われています。例えば右上図のような遊星歯車機構では、外側の歯車の動作を「公転」と呼んでいます。この機構では、外

側の歯車が公転すると、同時に、自身の中心点を中心にして回転しますが、この回転を「自転」といいます。

なお、「旋回」は、完全に回らなくても、ぐるりと回って方向を変化させる場合にも用いられます。

ついでに、「回旋」は、「朝顔の蔓が回旋している」のように、螺旋状に巻いていく様を表します。「旋回」とは全くの別物です。



## 【循環駆動】

「自転車のチェーン（巻掛伝動機構）の動きはなんというか」という質問を頻繁に受けます。これは、基本テキストにも用語集にも、また、巻掛伝動機構の専門書にも見当たりません。

長年、多くの明細書を読んできて、最近になって「循環駆動」が妥当であろうという自分なりの結論に達しました。

次回からは直線運動です。

以上

（ ご注意 ）

「特許明細書・用語考」の内容は創英国際特許法律事務所の統一した見解ではなく、名古屋の私見によるものである点、ご了承ください。





# 特許制度活用便利帳

## 第2回

### 「特許出願と外部発表①」

弁理士 石田 悟

<Q> 発明の内容を外部発表したいのですが。

<A> 特許出願を完了してからにして下さい。

**王** 様の耳はロバの耳。面白い話があれば、他の人に早く話したくなるのが人情というものです。発明だって同じこと。面白いアイデアがあれば人に教えたい。

特許法は、発明に対して特許権を付与する条件として、29条1項に公知、公用、文献公知についての新規性の要件を規定しています。このため、発明について特許を受けようと考えている場合、製品発表やサンプル出荷、学会発表などによる発明の外部発表に対して、特許出願を優先しなければなりません。実際には、外部発表の予定があり、かつ、特許出願を考えている場合には、特許出願に要する時間を考慮して外部発表の日を設定するか、または、学会発表などのように外部発表の日が確定している場合には、その前に特許出願を完了させるべく作業を進めます。

**外** 部発表に対して特許出願を優先すべきだというのは、特許戦略のみを考えれば正しい。しかし実際には、発明には特許戦略だけでなく営業上の戦略や、研究上の戦略などが関わってくるものです。結局、特許出願最優先を原則としつつ、様々な観点からみた戦略のバランスに応じて、個々のケースで特許出願の進

め方を検討するということになります。そうした中で、場合によっては、特許出願よりも前に外部発表が行われるケースも出てきます。また、外部発表を行った後で特許出願の必要性が出てくるケースもあり得ます。

**こ** のようなケースに対する救済措置として、特許法では、外部発表から6月以内に出願した場合に、一定条件下で新規性が喪失していないものとして扱う例外規定が30条に設けられています。特に、この規定は平成11年法改正で適用範囲が新規性(29条1項)の判断のみでなく進歩性(29条2項)の判断まで拡大され、その意義を増しています。出願から6月以内で、出願する発明の内容からみて気になる外部発表があれば、とりあえず30条適用を受けて損はないというわけです。

そうは言うものの、やはり、この30条の規定はあくまでも「例外」規定に過ぎず、その適用を考えることは、どうしてもやむを得ない場合に限らなければいけない、ということとは従来と同様です。また、30条の例外規定を利用する場合には、他人の出願などによって不利益が発生する可能性も十分に考えられます。

**さ** らに、30条の規定による救済を受けられる外部発表は限定的であり、例えば営業上で外部発表を行った場合などには救済を受けることはできません。また、例えばインターネット上の発表も30条適用の対象となりましたが、発表した

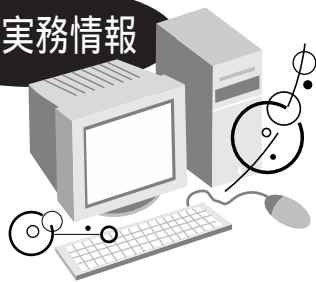
日の証明などに注意が必要です。実務上30条適用が検討されるケースは、学会発表、または論文発表を行ったケースがほとんどです。これらのケースについては、注意点も含めて次回簡単に説明します。

**外** 国での特許戦略の重要性が増している今日においては、30条の例外規定が日本国内のみでしか認められない規定であることにも十分な注意が必要です。

例えば、アメリカでは、米国における特許出願日より1年を超える以前に、その発明が刊行物に記載されている場合等には特許を受けることができないとされています。もっとも、アメリカの場合は先発明主義なのでやや特殊です。また、カナダでは、出願人によって発明が開示された場合等にはカナダにおける出願日前1年間の猶予が認められます。また、韓国では、日本とほぼ同様の例外規定があります。

一方、ヨーロッパでは、国際博覧会などを除き、新規性喪失の例外を認める規定がありません。このように、特許出願前の外部発表は、30条適用の可能性があるとは言え、グローバルな特許戦略を考える上でも極力避けるべきだと言えるでしょう。

以上



## 「健康食品」の取扱いについて

弁理士 石井 茂樹

本年5月1日、「健康増進法」が施行されました。また、公共の場では、喫煙可能な場所がかなり縮小されつつある状況です（何と云っても、競馬場でさえ、分煙体制を敷き始めた大変な時代です）。昨今の「健康ブーム」は、異常なほどまでに加熱してきています。

当然のように、「健康ブーム」は、食品業界においても巻き起こっています。栄養補助食品、サプリメント、機能性食品、マルチビタミン、特定保健用食品、栄養強化食品……様々な名称で呼ばれるこれらの商品が、一般的に、「健康食品」と考えられ、取引されています。スーパー等で「健康食品コーナー」なるものを発見したことがある人も多いと思います。

当コーナー・第1回目は、この「健康食品」に関する商標法上の取扱いについて、説明したいと思います。

### 【商品表示】

「健康食品」を指定商品として表示する場合には、原材料と形状で特定して「～からなる加工食品」という形で表示することとされています。例えば、「とうがらしを主原料とする糖衣錠からなる加工食品」という表示が登録例で認められています（登録第4285818号）。

実際に、出願するに当たっては、特許庁電子図書館（IPDL）の「商品・役務名リスト」で検索し、参考にするとよいでしょう。

### 【商品区分】

「健康食品」が該当する商品区分としては、第29類あるいは第30類のいずれかとなります。第29類に該当するのか、第30類に該当するのかは、一般的に、その「健康食品」の原材料がどちらの区分に属するか否かにより分けられています。

例えば、食肉類や魚介類、ローヤルゼリーなどを主原料とする場合には第29類、加工穀物や大麦、イチョウ葉エキス等を主原料とする場合には第30類に該当します。

### 【類似群コード】

「健康食品」について、特許庁では32F01・32F02・32F03・32F04の4つの類似群コードを付与しています。そして、審査の運用においては、これら32F01乃至32F04の各々の類似群コードが付された商品とは類似しない、独立した商品として取り扱われています。したがって、例えば、第29類「加工野菜及び加工果実」（32F04）の商品と「健康食品」とは類似しないものとして取り扱われます。これらの商品と非類似であるとされているのは、商品の流通経路等が異なることが起因しています。

旧商品分類により商品を指定した商標権との関係における審査の運用においては、旧第3類「加工食料品」が含まれているもの、又は、指定商品中にいわゆる「健康食品」であることが具体的に表示されているものについては、「健康食品」が指定商品に含まれているものと扱われ、先後願判断の対象となります。

### 【判例】

このような特許庁の運用とは異なり、最近、薬剤の一部の商品と健康食品・栄養補助食品とが非類似の商品であると判断した無効審決（無効2001-35560号）を取り消す判決が、東京高裁で出されました（平成14年（行ケ）555号）。

当判決においては、「医薬品ないし医薬部外品中のビタミン剤、滋養強壮変質剤あるいは育毛剤と、健康食品ないし栄養補助食品（サプリメント）とは、商品の内容が類似し、あるいは関連性を有し、また、その販売店ないし販売方法も同種のものであるということができるのであるから、類似の商品であるというべきである。」と判示されています。

判断の前提とされた取引の実情では、カルシウム補給用商品については薬剤と健康食品等とが同様の機能を持つものとして市場に出回っていること、製薬会社が健康食品等分野に多数進出していることなどを認定しています。

本判決は、上記のような個別具体的な実情を考慮した結果、特許庁における商品の類似範囲の推定を覆したというケースであり、今後の実務において、参考になるものと思われます。

### 【侵害】

侵害事件において、「健康食品」との商品の類否を争った裁判例は、現段階ではまだ存在しません。しかしながら、侵害事件の場合においても、先の判決と同様に、取引実情を

## 各国商標法 改正情報

## 【香港編】

個別具体的に判断して、商品の類否を決めることになると考えられます。

一般的に、「健康食品」といわれているものは多岐にわたっており、厚生労働省で定められている「特定保健用食品」の概念と、特許庁で認められている「健康食品」の概念とは、完全には一致していません。

例えば、一般的に「健康食品」として取引されることがあるものでも、「カルシウム入りウエハース」は「菓子及びパン」（第30類・30A01）に、また、「ピワ茶」は「茶」（第3類・29A01）に該当すると、特許庁審査の場面では判断されると思います。

このようなことを考えると、侵害事件における「健康食品」に関する商品の類否の問題は、常に微妙な判断を伴うことが予想されます。

### 【書換】

先ほど述べましたように、旧区分においては、旧第32類の「加工食料品」が含まれていれば、「健康食品」が指定商品に含まれているものと取り扱われています。したがって、指定商品に「加工食料品」が含まれている場合には、書換時に、「健康食品」に関する表示を記載することができます。

侵害事件における「健康食品」に関する類似商品の幅の不明確性を考慮すると、32F01乃至32F04の重複短冊が付された商品が権利範囲から外れる事態を防ぐため、「加工食料品」が指定商品に含まれている場合には、書換時に、「健康食品」に関する表示を積極的に記載するのが賢明であると思います。

以上

香港の改正商標法が、今年の4月4日に施行されました。

主な改正点は次の通りです。

1. 匂い、音、色の商標の登録が可能に
2. 一出願多区分制の採用
3. 存続期間が10年に（10年毎に更新可能）
4. A部登録、B部登録の廃止（登録簿の一本化）
5. 連合商標制度の廃止
6. ニース国際分類第8版の採用

4月4日以降の出願については新商標法に基づき審査がなされません。一方、施行日前の出願については原則として旧法の下で審査、登録されます。

しかし施行日後6ヶ月間の経過措置として、現在審査係属中で、4月3日の時点で公告されなかった出願については、出願人の希望により、「旧法下での出願を新法に移行できる」ことになっています。移行された出願については、改めて新法に基づいて審査が行われることとなります。

それでは、旧法下での出願を新法に移行した場合のメリット、デメリットについて検討してみましょう。

### 新法に移行した場合の メリット

新商標法の下では、識別性の審査を始め、審査の基準がこれまでよりも緩やかになるとされています。

例えば現在、旧法下で何らかの

拒絶理由が通知されている出願について、新法における審査では問題なく登録される可能性もあるわけですが、このため、指令が発せられた場合には、補正や意見書の提出等、通常の実施策に加え、「新法下での出願に移行する」との手続きもとり得ることになります。

### 新法に移行した場合の デメリット

新法に移行すると、出願日が一律に2003年4月4日に繰り下がることになっています。これにより、第三者の後願であるとの拒絶理由が新たに生ずる可能性があります。

実質的に審査の基準がどの程度緩和されるかは、今後実際の審査が行われてみないとわからない部分もありますので、ケースに応じて個別具体的な検討を要します。いずれにしても、旧法下での出願について拒絶理由通知を受けた場合に限り得る選択肢が、経過措置により広がった、との見方ができます。

以上

（本稿担当：佐久間洋子）





## 熟年のささやかな挑戦

工藤 莞司

### 【 挑戦 1 】

10年前にハイキングに目覚めて以来300回程歩いた。先日記録を整理すると富士山以下、北は旭岳から南は開聞岳まで、深田100名山も20座程登っている。これまでは低山でも、鎖や梯子のある岩山は避けて来た。関東周辺では吾妻の岩櫃山や栃木の石裂山など。榛名の相馬山は登山口を素通りした。しかし、めばしい山は次第に少なくなり、元気うちに登りたいと思うようになった。実際は案ずる程に難しくなく、また怖くない岩場であることもある。仲間のベテランに同行を願い、登攀したいと思っている。

### 【 挑戦 2 】

山歩き、里歩きの記録を作成して、友人知人に送り付けている。在宅中の休日はウィスキーグラスを片手に、先日のルートや風景を思い出しながらパソコンを打つ。後日記録を読み返しては、再度山里歩きをして、自然を味わい史跡などを巡って楽しむ。記録に写真を入れたいと思っていたら、先般、長男がデジカメをプレゼントしてくれた。残念ながら、未だそれらの接続操作ができない。是非マスターして、野の花や山里風景を散りばめた記録にしたい。時間があればと思っているが問題はやる気だろう。

### 【 挑戦 3 】

中世城跡巡りは山歩きより古い。現在に遺る濠跡や土塁は人里離れた丘や山中にあるのが大半だ。当然交通不便の地で、駅から徒歩1時間の城跡もざらで、例えば、沼田市周辺にある名胡桃城や長井坂城である。その分探し求めた城跡遺構には感激が倍加し、一層戦国ロマンを掻き立てる。リタイヤを機会にペーパードライバーを解消し、念願のミニ四駆‘パジェロミニ’を求めて城跡探訪の梯子をするのが数年来の夢である。勿論山歩きのアクセスにも使用する。その前に禁酒、いや節酒に挑戦しなければならない。

## 部屋探しに挑戦

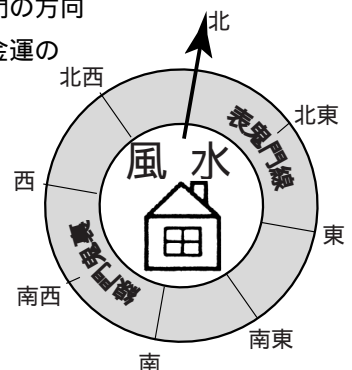
やどかり

一人暮らしをしてみることにしました。手始めにインターネットで情報収集をすること一ヶ月。どんな不動産屋さんとも堂々と渡り合ってみせる！と自信をつけて目星をつけた駅に乗り込んだわけなのですが、世間では異動や卒業などと全く関係ない時期だったために、物件数はあまりなく出足は不調でした。駅から10分以内でリーズナブルな家賃、しかも南向きという条件はやはり難しかったようです。

さらに自分でも気が付いていなかったのですが、テレビ等で活躍中の人気風水師にかなり影響されていたようで、『あ～この部屋は玄関が“鬼門”だなあ～』等と気になる自分を抑えることができず。しかしすべての風水的条件が兼ね備えられた理想的な物件といっても、高いビルとビルの狭間の古いマンションで、天気の良い日中だったにもかかわらず、薄暗い廊下には切れかかった蛍光灯がともし出所不明の水溜まりのある、なんとも陰気な建物でありました。真っ暗な部屋は何年も住人がいないようで、ドアを開けた途端、かび臭い風がサアッとこちらに向かって流れ込んで来たのでそっとドアを締める他なく。女性の不動産屋さんだったのですが、何か“出る”前にと二人して慌てて立ち去ることにしました。風水さえ守っていれば良いということでもないんだな...と思った瞬間です。

ようやく決めた部屋は、古い建物ですが日当たりが良くぼかぼかと暖かそうで、外の寒さに震えていた私は『ここしかない!』と即決してしまいました。

しかしながら、鬼門の方向へ盛り塩したり西に金運の黄色の花を置いたりする私は、相変わらず風水の呪縛から逃れることができないようです...



# Challenge

【 挑 戦 】

## 百人一首

銀座小町

お正月といえば、百人一首。幼少期の我が家の新年の風物詩でした。「挑戦」でなんで「百人一首」？単純な話で、ネットの「百人一首のチャレンジコーナー」に、暇つぶし&頭の体操を兼ねて、今、嵌まっている...のです。このチャレンジは、上の句が出ていて、対応する下の句を五択から選ぶという単純なもの...。久しぶりに、記憶をたたき出して挑戦すると、これが結構、回答率が高くて、案外、嬉しい日々が続いています。

「百人一首」には大会もあるぐらいだから、札を取るには勿論、コツがあります。読者でキング、クイーンがいらっしやれば、浅知恵の披露で恥ずかしい限りではありますが...。百人一首には、「むすめふさほせ」というキーワードがあり、当時の我が家の三姉妹は、これだけは、動物的速度で札が払えました。

「む」「す」「め」「ふ」「さ」「ほ」「せ」という言葉から上の句が始まる札は、一枚札といって、100首のうち、たった一枚しかありません。ですから、この七枚さえ必死で覚えれば、小学校 1年生でも、6年生に勝てたりします。「むらさめの〜」と始めると、もう「む」と聞いただけで、「きりたちのぼるあきのゆうぐれ」が払えるのです。そんなこんなで、久しぶりに頭の体操をしています。皆さんも、来年のお正月は、お子さんと「百人一首」に挑戦！どうですか？

本当に子供の頃に覚えたことは、いつになっても忘れませんね。「聞いたそばから忘れてく〜、今日この頃を憂う毎日〜」お後がよろしいようで...

)むら雨の梅雨もまだ干ぬ  
まきの葉に  
霧立昇る秋の夕暮れ



## 挑 戦

戸津 洋介

挑戦というと大きな挑戦をイメージしてしまうが、ここはあえて日常生活における些細な挑戦に焦点をあてたいと思う。

もう数年前のことだが、チューインガムを噛んでいてふと思った。チューインガムは、ある時間を経過すると口から吐き出される運命にある。では、延々と噛み続けたらどうなるのか？徐々に柔らかくなるのか、硬くなるのか、切れるのか、水になるのか、...。ここから私の些細な下らない挑戦が始まった。サンプルは確かクロレッツだったと記憶している。そして、いつ終わるとも分からないクロレッツとの戦いは始まった。

まずはいつもの如く爽やかな香りが口中に広がり、やがていつもの如く味が薄れていった。味が薄れると、クロレッツとの戦いは苦痛以外の何物でもなかった。何度ももうこんな下らない挑戦は辞めようと思った。しかし、私はチューインガムの行く末を確認したいという一心で耐えた。人間の知的好奇心とはときに大変な力を生むものなのである。

数時間が経過しただろうか、その時は訪れた。それまで全く味を出さずに口の中で粘っていた奴が突然消えたのである。それと同時に舌の上にザラザラとした大量の粉状の物質を感じた。この突然の予想外の変化に、私は感動にも似た衝撃を受けた。それまで味は全く無いくせにいつもと変わらぬ粘性を示していた憎きクロレッツが突然粉々になってしまったのである。突然のことに私は躊躇したが、驚く間もなく気持ち悪さに耐えられなくなり吐き出した。しかし、私はこの挑戦が成功に終わり勝利したことに酔いしれていた。

こんな下らない挑戦でも、私は少し成長できたと思った。こうした達成感及び充実感が糧となり、次なる挑戦に私を駆り立てているのである。